

令和8年度仙台市まちなか実証ラボ運営支援業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度仙台市まちなか実証ラボ運営支援業務

2 業務の目的

本市では東北大学、ナノテラスや地域企業等多様な主体が連携し、最先端の研究から新たなイノベーションを生み出される環境が一層整備され、大学で生まれた研究成果を社会実装につなげる大学発スタートアップが市中心部で急速に増加している。本事業は、大学発スタートアップ等が実施する、都心部商店街の実証フィールド（通称：まちなか実証ラボ）を活用した市民参加型実証支援を通じて、商品化・事業化を促進することを目的とする。

3 業務の内容

仙台市まちなか実証ラボ運営支援事業（以下「まちなか実証ラボ」という。）の事務局として、次の(1)から(7)に掲げる業務を行う。

(1) まちなか実証ラボ全体の設計・進捗管理等

- ・ 仙台市まちなか実証ラボ運営支援事業全体を通じて、大学発スタートアップ等の研究開発支援体制の設計を行うこと。
- ・ 仙台市まちなか実証ラボ運営支援事業の事務局として適切な執行体制を構築し、事業全体の運用スキームの構築を図る。また事業全体の制度設計、進捗の管理及び事業効果の測定を行うこと。

(2) まちなか実証ラボの整備

- ・ 本事業における実証に先立ち、運営事務局としてまちなか実証ラボで活用する候補地を仙台市と協議の上、本市中心部商店街エリア（一番町四丁目商店街、ぶらんど〜む一番町商店街及びサンモール一番町商店街）の空き店舗等から選定し、市民に親しみやすい名称を提案すること。選定にあたっては、仙台市、商店街地域の関係団体や有識者と連携し、本市中心部の回遊性向上・商店街の賑わい創出にも資するよう努めること。
- ・ 仙台市、実証企業、不動産関係者、商店街地域の関係団体及び有識者と連携し、選定した候補地について、まちなか実証ラボのサイン（ロゴ掲示、店頭サイン、POP等）、設備、什器及び備品の調達・導入を行い、市民参加型実証の実施に適した外装及び内装の空間デザインや導線設計を行うこと。
- ・ 警察、消防等行政機関への提出書類・資料の作成およびそのための助言を行い、実証期間中の安全確保を行うこと。

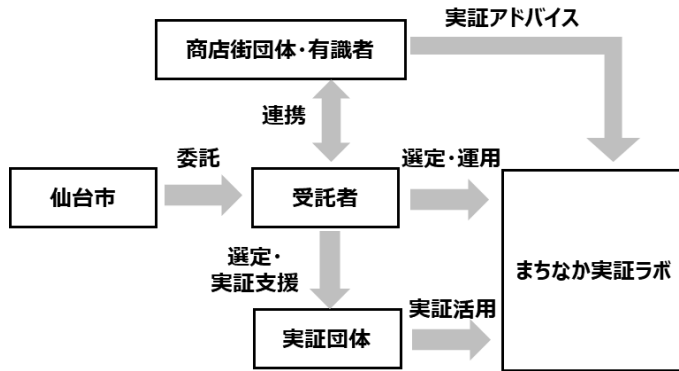
(3) まちなか実証ラボを活用した実証の企画・伴走支援

- ・ 市内に所在する大学発スタートアップ等を対象として、まちなか実証ラボを活用した市民参加型実証を2回以上支援すること。実証団体の選定にあたっては公募を行うものとする。
- ・ 支援については、実証内容の企画・検討段階から、商店街関係者との調整、実証実施に向けた各種手続きの支援、実施期間中の運営指導や集客に至るまで、主体である実証企業を包括的に

支援するものとする。

- ・ 実証期間終了後に、結果報告会を開催し実証の成果を幅広くPRする機会を設けること（会場確保、当日の運営含む）。
- ・ 実証期間中のまちなか実証ラボ運用に係るスケジュール管理や防災・安全管理の手法などをマニュアルとして整理し、実証団体へ共有すること。

事業スキーム図



(4) 事業全体の情報発信施策の実施

- ・ まちなか実証ラボの運営事務局として、事業全体について、支援対象となる市内スタートアップ・実証に参加する市民・学術機関・自治体等への認知度を向上させるため、受託者が有するノウハウ・ネットワーク等により効果的なプロモーション施策を実施すること。

(5) 成果報告書の作成

- ・ 本業務終了時には、(1)～(3)の業務記録を取りまとめるとともに、本事業によって得られた知見、ネットワークを踏まえ、現状の論点整理とそれに対する形成促進方策の見解・提言等を含めた次年度以降の事業のあり方をまとめた成果報告書を作成して納品すること。

(6) 本市へのアドバイス等

- ・ 本業務内において本市が担当することとなった資料の作成等や、本業務とは別に委託者が行う市内スタートアップ企業を対象とした実証支援に関する業務の実施に対し、アドバイスを行うとともに、必要に応じて本業務との連携を図るよう努めること。

(7) その他

- ・ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ・ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性及び公共性を確保して業務にあたること。
- ・ 本業務以外に本市が実施する「仙台市まちなか実証ラボ運営支援事業」において、本事業の情報発信を行うような機会がある場合は、仙台市まちなか実証ラボ運営支援事業の受託者と連携し情報発信を実施するよう努める。その他、本業務以外に委託者や関連団体等が行うスタートアップ支援事業(仙台・東北スタートアップ・エコシステム・コンソーシアム)等との連携を図るよう努めること。

4 委託料の減額

業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると本市担当が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

5 予算規模

21,500千円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

6 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

7 その他留意事項

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について本市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的に関催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項（<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>）に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (6) 成果物及び電子データ等（イベント開催にあたり作成した写真や図等を含む。）の使用権、複製使用する権利は本市に帰属する。
- (7) 受託者は、本業務の成果物及び電子データ等（イベント開催にあたり作成した写真や図等を含む。）の作成に関して取得した著作者人格権について、当該成果物及び電子データ等にいかなる変更を加える場合であっても、本市に対して行使しないものとする。
- (8) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。